

春日市母子寡婦福祉会

規程

春日市母子寡婦福祉会進学祝い金規程

(目 的)

第1条 この規程は、春日市母子寡婦福祉会（以下「母子会」という。）の会員が扶養する子が、小学校・中学校・高等学校・大学等(ただし、4年生大学を除く)に入学する時に祝金（以下「進学祝い金」という。）を支給することにより、母子家庭の子どもの成長をお祝いするために設けるものとする。

(支給対象者)

第2条 進学祝い金は、母子会会員の事実上扶養する子が、小学校等へ進学した者を対象とする。

(進学祝い金)

第3条 進学祝い金は次の表のとおりとする。

《表》

2024 年度以降

小 学 校	1, 0 0 0 円	<u>2, 0 0 0 円</u>
中 学 校	2, 0 0 0 円	<u>3, 0 0 0 円</u>
高 等 学 校	3, 0 0 0 円	<u>5, 0 0 0 円</u>
大 学 等(4年生大学を除く)	3, 0 0 0 円	<u>10, 0 0 0 円</u>

*4年生大学への進学は、福岡県母子寡婦福祉連合会「村田奨学金」へ申請する場合は、春日市母子寡婦福祉会を経由して申請。(審査あり)

(申 請)

第4条 進学祝い金を受けようとする子の母は、申請書（別紙1）を提出する。ただし、高校・大学等(4年生大学を除く)へ進学するときの申請には進学の証明となるものの写しを添付し、申請する。

(決 定)

第5条 申請がなされた場合は、会長の招集による役員会で審査のうえ、決定する。

(支 給 時 期)

第6条 支給時期は、役員会の審査決定の日から1か月以内とする。

(財 源)

第7条 進学祝い金の財源は、特別会計（売店・自動販売機収益金）をこれに充てるものとする。ただし、財源からの支出は本会事業を優先とし、その残額をこれに充てるものとする。

(事 業 報 告)

第8条 総会の会計報告と同時に行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年5月15日から施行する。

この規程は、平成22年5月15日から施行する。

この規程は、平成23年5月21日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。(波線部分)

(別紙1)

進学祝い金申請書

(小学校・中学校・高校・4年生大学以外)

受給資格者	氏名	
	住所	
	学校名	

上記のとおり申請します。

年 月 日

春日市母子寡婦福祉会 会長 殿

申請者	氏名	印
	住所	
	連絡先	

*高校等に進学する場合は、進学の証明となるもの（学生証や受講者証等）を添付してください。

受付日	年 月 日
受付者	

春日市母子寡婦福祉会お見舞い金制度規程

(目 的)

第1条 お見舞い金制度とは、母子会会員である母子家庭の母および寡婦が、病気やけがで入院や療養が必要となったときに福祉増進のために支給するものとする。

(支給対象者)

第2条 春日市母子寡婦福祉会の会員である母子家庭の母および寡婦であるものに、支給するものである。

(支 給 額)

第3条 一律3, 0 0 0円とする。

(決 定)

第4条 該当者があった場合は、速やかに会長に報告し、役員会の審議を行い決定する。

(支 給 時 期)

第5条 支給時期については、役員会の決定を受けて会長に一任する。

(報 告 書)

第6条 見舞金支給に関する報告書(別紙2)を作成し、総会において報告する。報告書の作成については、該当者への支給を行った者が作成する。

(財 源)

第7条 お見舞い金の財源は、特別会計の売店・自動販売機収益金等をこれに充てるものとする。

(事 業 報 告)

第8条 総会の会計報告と同時に行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年5月15日から施行する。

(別紙 2)

お見舞い金支給に関する報告書

母子家庭の母 ・ 寡 婦

報告者

氏 名	
住 所	

受 給 者	氏 名	
	住 所	
	発生日	月 日
	支給理由	
支給資格決定日 (役員会開催日)		年 月 日

上記のお見舞い金報告書について承認いたします。

会 長

印

会 計

印

春日市母子寡婦福祉会自立促進援助金規程

（目 的）

第1条 この規程は、春日市母子寡婦福祉会（以下「母子会」という。）会員の生活自立促進と就労に役立つ資格取得のための援助金制度を実施することにより、母子家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

（対 象 者）

第2条 自立促進援助金の受給資格者は、母子会の会員とする。
2. 生活の向上と自立を目的とし、資格取得に努力する者

（援助金の額）

第3条 自立促進援助金の支給額は、資格取得に要する費用の2分の1とし、2万円を限度とする。

（申 請）

第4条 自立促進援助金の支給を受けようとするものは、受講内容と受講料金を証明する書類を添付し、申請書（別紙3）を母子会へ申請する。

（決 定）

第5条 申請がなされた場合は、会長の招集による役員会で審査のうえ、決定する。

（支 給 時 期）

第6条 自立促進援助金の支給時期は、役員会の審査決定の日から1か月以内とする。

（財 源）

第7条 自立促進援助金の財源は、特別会計の売店・自動販売機収益金をこれに充てるものとする。

（事 業 報 告）

第8条 総会の会計報告と同時に行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年5月15日から施行する。

自立促進援助金申請書

申請者	氏名	印
	住所	
	連絡先	
取得資格について	受講内容	
	受講場所	
	受講先名	
	受講料	

上記のとおり申請いたします。

年 月 日

春日市母子寡婦福祉会 会長 殿

*受講内容と受講料金等の証明となるものの写しを添付してください

申請書控え

申請者 氏名

住所

連絡先

申請書 受付日	
取扱者	

春日市母子寡婦福祉会役員慰労金規程

(目 的)

第1条 春日市母子寡婦福祉会の発展ならびに母子家庭の福祉の増進のために尽力された功労に対して設けるものとする。

(対 象 者)

第2条 役員を2期（4年）以上任務した者を対象者とする。

(支 給 額)

第3条 4年以上 （3, 0 0 0円 × 任務年数）

(決 定)

第4条 会長に退任する旨を届け、承諾された者に対し支給する。

2. 支給は、総会の席上でおこなうものとする。

(財 源)

第5条 役員慰労金の財源は、特別会計の売店・自動販売機収益金をこれに充てるものとする。

(事 業 報 告)

第6条 総会の会計報告と同時に行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年5月15日から施行する。